

訪問看護・精神科訪問看護 料金表（医療保険）

(R6.6.1)

医療保険		金額	金額	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
訪問看護基本療養費Ⅰ		週3日目まで（看護師・理学療法士）	5,550円	560円	1,110円	1,670円
訪問看護基本療養費Ⅰ（1日につき）		週4日目以降（看護師）	6,550円	660円	1,310円	1,970円
		（理学療法士）	5,550円	560円	1,110円	1,670円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	看護師、作業療法士の場合	週3日目まで（30分未満）	4,250円	430円	850円	1,280円
		週3日目まで（30分以上）	5,550円	560円	1,110円	1,670円
		週4日目以降（30分未満）	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		週4日目以降（30分以上）	6,550円	660円	1,310円	1,970円

※准看護師が訪問した場合は、1回につき90/100相当の金額

「同一建物居住者」に同一日に他の利用者にも訪問した場合に算定 ※3人以上（1人目から）

訪問看護基本療養費Ⅱ		週3日目まで（看護師・理学療法士）	2,780円	280円	560円	830円
訪問看護基本療養費Ⅱ（1日につき）		週4日目以降（看護師）	3,280円	330円	660円	980円
		（理学療法士）	2,780円	280円	560円	830円
訪問看護基本療養費Ⅲ		入院中（外泊時1～2回）	8,500円	850円	1,700円	2,550円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ	看護師、作業療法士の場合	週3日目まで（30分未満）	2,130円	210円	430円	640円
		週3日目まで（30分以上）	2,780円	280円	560円	830円
		週4日目以降（30分未満）	2,550円	260円	510円	770円
		週4日目以降（30分以上）	3,280円	330円	660円	980円

※准看護師が訪問した場合は、1回につき90/100相当の金額

訪問看護管理療養費		月の初日の訪問の場合	7,670円	770円	1,530円	2,300円
		月の2日目以降の訪問の場合	2,500円	250円	500円	750円
加算	難病等複数回訪問加算	1日2回	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日3回以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
	緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	270円	530円	800円
		（診療所又は在宅療養支援病院の指示の下緊急訪問1日につき）月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
	複数名訪問看護加算	看護師・理学療法士等（週1回）	4,000円	400円	800円	1,200円
		准看護師（週1回）	3,400円	340円	680円	1,020円
		看護補助者（週3回）	2,700円	270円	540円	810円
		看護補助者（1日1回）	2,700円	270円	540円	810円
		看護補助者（1日2回）	5,400円	540円	1,080円	1,620円
		看護補助者（1日3回以上）	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	長時間訪問看護加算/90分（要件により週1回～3回）	5,200円	520円	1,040円	1,560円	
	24時間対応体制加算（月1回）	6,520円	650円	1,300円	1,960円	
	特別管理加算（月1回）	重症度の高い利用者の場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
		上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
	専門管理加算（月1回）	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円	250円	500円	750円
特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合		2,500円	250円	500円	750円	
退院時共同指導加算（適応時）		8,000円	800円	1,600円	2,400円	
退院支援指導加算（適応時）		6,000円	600円	1,200円	1,800円	
夜間・早朝訪問看護加算（18時～22時/6時～8時）		2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算（22時～翌6時）		4,200円	420円	840円	1,260円	
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	10円	10円	20円	
情報提供療養費（月1回）		1,500円	150円	300円	450円	
ターミナルケア療養費（適応時）		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	

○運営規程で定めたその他の費用（利用者負担）

その他	交通費	交通費は請求致しません。
	※ 死後の処置代	20,000円。
	※ 日常生活用具・物品・材料費等	は実費とさせていただきます。